

鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学施設整備費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「環境大学」という。）が行う大規模な修繕や施設整備の経費を補助することにより、環境大学の教育研究環境の充実を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、環境大学とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表の補助事業欄に掲げる事業とする。

(補助金の交付)

第5条 本補助金は、補助対象事業に要する別表の補助対象経費欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の補助率欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、原則として事業を開始する20日前までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、補助金の増額以外の変更とする。

- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（着手届を要しない場合）

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する場合以外のすべての場合とする。

（完了届の時期等）

第10条 規則第10条第2項の届出は、補助事業の完了の日から10日以内に行わなければならない。

（補助金の交付）

第11条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付するものとする。

（実績報告の時期等）

第12条 規則第12条の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）補助事業を完了し、又は中止し、若しくは廃止した場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（2）補助事業の完了予定年月日の属する年度が終了した場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月30日

- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定したときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第13条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。ただし、同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間とする。

2 規則第16条第5号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

3 第7条第1項の規定は、規則第16条の承認について準用する。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市公立大学法人鳥取環境大学施設整備費補助金交付要綱により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市公立大学法人鳥取環境大学施設整備費補助金交付要綱の規定により交付決定がなされた補助事業については、なお従前の例による。

別表（第4条、第5条関係）

補助事業	補助対象経費	補助率
公立大学法人公立 鳥取環境大学施設 整備事業	次の各号のいずれかに該当するもの （１）大規模修繕、大規模システム整備、学生や一般向けの交流拠点整備等の施設・設備の整備に要する経費（１件当たりの総事業費が原則として５００万円以上のものに限る。） （２）その他臨時的に多額の経費を要するもので、市長が特に必要と認めたもの	１／２

様式第 1 号（第 6 条、第 1 2 条関係）

年度公立大学法人公立鳥取環境大学施設整備事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の効果

3 事業の内容及び経費の配分

細事業名	内容	補助対象 経 費 (算定基準額) A+B	負 担 区 分	
			市 (A)	その他 (B)
合 計				

（注）内容欄に期間、内容等の詳細を記入すること。

4 事業完了（予定）年月日
年 月 日

5 その他添付書類

- （１）施設等の整備の詳細が分かる実施計画書（申請時）又は結果報告書（実績報告時）
- （２）事業費の詳細が分かる見積書等の書類（申請時）
- （３）事業費が確認可能な請求書又は領収書等支出経費にかかる証拠書類の写し
(実績報告時)

様式第 2 号（第 6 条、第 1 2 条関係）

年度公立大学法人公立鳥取環境大学施設整備事業収支予算（決算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	
そ の 他					
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

様式第 3 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住 所
氏 名

年度鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学施設整備費補助金に係る仕入控除税額確定報告書

年 月 日付け鳥取市指令受 第 号交付決定のあった標記補助金については、鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学施設整備費補助金交付要綱第 1 2 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第 1 2 条の 2 に基づく確定額 金 円
(年 月 日付け鳥取市指令受 第 号による額の確定通知額)
- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額） 金 円
- 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額 金 円
- 4 要補助金返還相当額（3－2）×補助金の確定額／当該確定額に係る補助対象経費の額 金 円
- 5 仕入控除税額がない理由（選択または記入すること。）
 - ☐ 課税期間に係る基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であり、適格請求書発行事業者に登録しておらず、消費税の納税義務がない。
 - ☐ 簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ 2 割特例方式（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ 公益法人等であり、特定収入割合が 5 %を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ その他（ ）